

改正

平成15年4月1日告示第39号	平成18年3月30日告示第34号
平成21年6月19日告示第82号	平成23年11月21日告示第119号
平成24年3月27日告示第43号	平成25年3月22日告示第39号
平成30年12月21日告示第147号	平成31年4月1日告示第49号
令和2年3月30日告示第50号	令和3年3月29日告示第39号

土岐市土地開発指導要綱

土岐市開発指導要綱（昭和47年土岐市告示第36号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、土岐市生活環境保全に関する条例（昭和47年土岐市条例第23号）及び土岐市生活環境保全に関する条例施行規則（昭和47年土岐市規則第13号。以下「規則」という。）に基づき、事業者から市長に対して提出される開発行為等同意申請に係る手続と指導基準を定めることにより、事業者の理解と協力のもと、計画的なまちづくりの推進を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 土地開発事業 一団の土地について行う開発行為等をいう。
- （2） 一団の土地 土地の利用目的、利用形態、物理的形狀、過去の所有形態等から見て一体と認められる開発区域をいう。
- （3） 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定するもののほか、すべての土地の区画形質の変更をいう。
- （4） 開発区域 開発行為等を行う土地の区域をいう。
- （5） 公共施設 道路、上下水道、公園、緑地、広場、河川、水路、調整池、消防施設その他公共の用に供する施設をいう。
- （6） 公益的施設 集会施設、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の公益性を有する施設であって住民の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。
- （7） 事業者 土地開発事業を自ら施行し、又は請負契約その他の方法により他人をして土地開

発事業を施行させる者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次に掲げる土地開発事業について適用する。

- (1) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上のもの
- (2) 土地開発事業終了後3年以内に事業者（当該事業を引き継いだ者を含む。）が、既に施行した開発区域に隣接する土地（以下「隣接地域」という。）において更に土地開発事業を行う場合で、その合算した面積が1,000平方メートル以上のもの
- (3) 2以上の事業者が、隣接地域で併せて土地開発事業を行う場合で、その合算した面積が1,000平方メートル以上のもの
- (4) 前3号に規定する面積未滿の土地開発事業であっても、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる土地開発事業には適用しない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに類する団体が行うもの
- (2) 都市計画法第29条第1項第4号から第10号までに規定するもの
- (3) 鉱業法（昭和25年法律第289号）に規定する鉱業に係るもの
- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する土地改良事業の施行として行うもの
- (5) 農業の用に供する目的で行われる土地開発事業で、土岐市農業委員会の承認を得て行われるもの
- (6) 非常災害のため必要な応急措置として行うもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(協議及び審査)

第4条 前条に規定する土地開発事業を施行しようとする事業者は、工事の着手前に、市長と協議し、その審査を受け、同意を得るものとする。また、関係法令に基づき、監督官庁に許認可申請等を行う場合にも、あらかじめ、市長に申し出て了承を得るものとする。

2 前項に規定する協議を申請しようとする事業者は、法令に定める技術基準、市長が指示する基準（岐阜県宅地開発指導要領を準用する。）及び別表第1に規定する指導基準（以下「設計基準」と総称する。）に適合するようにするものとする。

3 第1項に規定する協議を申請しようとする事業者は、規則第3条に規定する申請書及び土地開発事業概要書（別記様式第1号）に必要な関係図書を添えて、正本副本各1部を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項による申請を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて事業

者に意見を通知することができる。

5 前項の規定により通知を受けた事業者は、その内容を検討し、市長に回答書を提出するものとする。

6 前項の規定により回答書が提出された場合には、市長は、再度審査を行うものとする。

7 土地開発事業の審査は、次に掲げる事項を基準として行うものとする。

(1) 土地の利用目的が、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づき定めた土岐市計画、土岐市総合計画その他の土地利用に関する計画に適合するものであること。

(2) 公共施設及び公益的施設（以下「公共施設等」という。）に関する国、地方公共団体等の整備計画に照らして明らかに不適当なものでないこと。また、公共施設等が適切に整備されるものであること。

(3) 開発区域を含む周辺区域の自然環境の保全上明らかに不適当なものでないこと。

(4) 土地開発事業が、設計基準により措置されていること。

(5) 地域住民の生活環境に支障を及ぼさないものであること。

(6) その他市長が必要と認める事項

一部改正〔平成21年告示82号〕

（関係者への周知等）

第5条 事業者は、土地開発事業を計画するにあたり、生活環境に影響を及ぼす恐れのある範囲内の地域住民及び利害関係者に対し、あらかじめ、計画の内容、工事施行方法等を周知させ、調整を図っておくものとする。この場合において、申請書にその経過、結果等を記した書面その他参考となる資料を添付するものとする。

2 事業者は、開発区域の土地、建築物その他の工作物について、権利を有するもの全ての施行同意を得て、同意する旨の書面を申請書に添付するものとする。

3 事業者は、あらかじめ開発区域の土地とその隣接地の土地境界について双方の土地所有者に確認し、申請書にその経過、結果等を記した書面その他参考となる資料を添付するものとする。

一部改正〔平成21年告示82号〕

（公共施設等の管理者との協議）

第6条 事業者は、土地開発事業を施行するために必要かつ十分な公共施設等を整備するものとし、あらかじめ、土地開発事業に関係がある公共施設等の管理者と協議し、その同意を得るものとする。

2 前項に規定する公共施設等の管理者又は公共施設等を管理することとなる者は、公共施設等の

適切な管理を確保する観点から、前項の協議を行うものとする。

- 3 事業者は、土地開発事業により設置される公共施設等の管理について市長と協議する場合には、公共施設等管理予定者との協議書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。
- 4 前項の協議が成立し、事業者が都市計画法第29条第1項に基づく開発許可を申請する場合には、公共施設管理予定者との協議経過書（別記様式第3号）を作成するものとする。
（公共施設等の管理及び移管手続）

第7条 公共施設等の管理については、公共公益施設等の管理計画書（別表第2）によるものとし、事業者は、土地開発事業によって整備する公共施設等について、他に管理者がある場合を除き、市へ移管し公共の用に供するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により公共施設等を市へ移管し公共の用に供する場合には、あらかじめ、公共施設等検査申請書（別記様式第4号）を提出し、市長の検査を受けるものとする。ただし、検査について別に定めがある場合には、この限りでない。
- 3 市長は、前項の検査を実施した後、事業者に対し、公共施設等検査結果通知書（別記様式第5号）により検査の結果を通知するものとする。この場合において、不備な点が認められた場合には、その旨を通知して再度検査を実施するものとする。
- 4 事業者は、市へ移管することになった公共施設等について、前2項の検査終了後、不動産の帰属・寄附申出書（別記様式第6号）を提出し、市長の指示する方法で速やかに移管手続を行うものとする。ただし、移管手続について別に定めがある場合には、この限りでない。
- 5 事業者は、前項の規定により市へ移管する手続が完了するまで、その管理責任を負うものとする。

一部改正〔平成21年告示82号〕

（同意又は不同意の通知）

第8条 市長は、審査の結果に基づき同意又は不同意の決定をし、その旨を土岐市土地開発行為同意（不同意）通知書（別記様式第6号の2）により事業者に通知するものとする。ただし、同意する場合は、関係法令等に基づく許認可手続が終了した後、行うものとする。

全部改正〔平成21年告示82号〕

（工事の着手）

第9条 事業者は、前条の規定による同意の通知を受けた後、工事に着手するものとする。

- 2 事業者は、工事の着手日から7日以内に着工届（別記様式第7号）を市長に届け出るものとする。

一部改正〔平成21年告示82号〕

(事業の変更、中断、廃止等)

第10条 事業者は、第8条の規定による同意の通知を受けた後、事業内容等を変更しようとする場合には、変更事項について変更事項協議申出書(別記様式第8号)を市長に2部提出し、協議するものとする。

2 事業者は、土地開発事業を廃止し、又は工事を2月以上中断しようとするとき、若しくは中断した工事を再開しようとするときは、速やかに事業の廃止、中断、再開届(別記様式第9号)を市長に届け出るものとする。この場合において事業者は、あらかじめ、関係する地域住民や利害関係人との調整を図っておくとともに、事業を廃止又は中断する場合には、必要な防災措置等を講じるものとする。

一部改正〔平成21年告示82号〕

(立入調査)

第11条 市長は、土地開発事業の実施状況の把握に努め、必要があると認める場合には、土地開発事業区域に職員を立ち入らせ、工事内容の調査や必要な行政指導を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により立入調査が行われる場合には、この調査に協力するものとする。
(工事の完了)

第12条 事業者は、土地開発事業が完了したときは、速やかに完了届(別記様式第10号)を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による完了届を受理したときは、遅滞なく当該工事が竣工しているかどうかについて検査し、竣工していると認めたときは、確認済証(別記様式第11号)を事業者に交付するものとする。

(被害の補償)

第13条 土地開発事業の施行により第三者に被害が生じたときは、すべて事業者の責任においてこれを解決し補償するものとする。

2 土地開発事業の施行により公共施設等を損傷したときは、その管理者の指示に従い、事業者の責任においてこれを原形に復旧するものとする。

(紛争の解決)

第14条 土地開発事業の施行に伴い第三者との間に紛争が生じたときは、すべて事業者の責任においてこれを解決するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難い事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成14年10月16日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の土岐市開発指導要綱の規定により申請書を提出している者の取扱いについては、当該申請に係る工期の間は、なお従前の例による。ただし、その者がその期間内に変更を協議する場合については、この限りでない。

附 則（平成15年4月1日告示第39号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日告示第34号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月19日告示第82号）

- 1 この告示は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の土岐市開発指導要綱の規定により申請書を提出している者の取扱いについては、当該申請に係る工期の間は、なお従前の例による。ただし、その者がその期間内に変更を協議する場合については、この限りでない。

附 則（平成23年11月21日告示第119号）

この告示は、平成23年11月21日から施行する。

附 則（平成24年3月27日告示第43号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日告示第39号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日告示第147号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第49号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第50号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第39号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

指導基準

事業者は、土地開発事業の計画及び設計を行う場合、次に掲げる指導基準に適合させるものとする。

1 災害の防止

- (1) 流域は、原則として変更しないものとする。
- (2) 土地の区画形質の変更は、現在の地形に沿った計画とし、必要最小限の土工量とするものとする。
- (3) 切土、盛土に生ずる法面は、擁壁を設置する場合を除き、できるだけ勾配を緩く（30度未満）し、植栽、芝張り、種子吹付け等当該土地の地形、地質に適した工法により安全を図るものとする。
- (4) 相当量の土砂が流出する恐れが予測される場合は、下流地域への災害を防止するための防災施設を設けるものとする。
- (5) 事業者が採石法（昭和25年法律第291号）に基づく認可申請を提出し、岩石採取のみを目的とした事業を施行する場合については、この要綱で定める設計基準を適用することなく、採石法に基づく審査基準を準用し、工事完了後の土地の全部を原則として林地に復するものとする。
- (6) 事業者が残土の処分又は堆積のみを目的とした事業を施行する場合については、工事完了後の土地の全部を原則として元の地目の状態に復するものとする。
- (7) 工事を廃止又は中断する時は、当該工事の廃止又は中断に伴う災害の防止、自然の回復その他必要な措置を講じるものとする。

2 公害等の防止

- (1) 土地開発事業により生ずる汚濁水については、開発区域内に必要な施設を設け、浄化し、放流先河川等の水質の保全に必要な措置を講じるものとする。
- (2) 土地開発事業により発生する騒音、振動、砂塵等については、周辺住民の日常生活に迷惑を及ぼさないよう発生の防止に必要な措置を講じるとともに、周辺住民に対して作業の内容、作業期間、作業時間及びそれらの防止方法について説明し、周知させるものとする。
- (3) 開発区域周辺に現存する騒音、臭気、その他の公害発生源によって、当該開発区域内に生じる悪影響を防除するための措置を講じるものとする。また、当該土地開発事業地を販売する場合には、購入者に周辺環境の状況を知らしめるものとする。

- (4) 開発区域周辺の保育所、幼稚園、学校、集会所等の公益的施設及びその利用者の安全確保に努めるとともに、支障が生じない措置を講じるものとする。

3 自然環境の保全

- (1) 自然状態の改変を最小限にとどめるよう努めるとともに、緑を回復するための緑化事業を施行するものとする。
- (2) 貴重な植物の生育地又は動物の生息地があるときは、適切な保護措置をとるものとする。

4 道路計画

- (1) 開発区域内の道路は、開発区域外の既存道路の機能を阻害しないようにするものとする。
- (2) 開発区域内の道路幅員は、6.0メートル以上とするものとする。ただし、市長と協議し、小區間で通行上支障がないと認められた場合については、道路幅員4.0メートル以上の道路とすることができる。
- (3) 幹線道路となる接続道路は、安全かつ円滑な交通量を確保するに足りる幅員及び構造を有する建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路に接続させるものとする。ただし、自己の居住用住宅の建築の用に供する目的で行う土地開発事業については、建築基準法に適合させるものとする。
- (4) 道路は、舗装するものとする。
- (5) 前各号に規定するほか道路は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する第3種又は第4種の道路の基準に準じた構造とするものとする。
- (6) 開発区域内の道路の敷地内に、電柱等の通行上支障となる工作物を設置しないものとする。
- (7) 道路の両側には、側溝（最小断面250ミリメートル以上とする。）を設置するものとする。
- (8) 道路幅員となる側溝には、全て蓋を布設するものとする。この場合において、縦断側溝には、5メートルに1枚以上の鋼製格子蓋を布設するものとする。また、横断側溝が開渠（きょ）の場合には、全て鋼製格子蓋（騒音防止用ボルト固定）を布設するものとする。
- (9) 側溝の合流部分及び60度以上の屈曲部分は、鋼製格子蓋付の集水柵を設置するものとする。この場合において、集水柵の内径は、原則として500ミリメートル四方以上の角型とし、泥溜め深さを150ミリメートル以上確保するものとする。

- 5 給水施設 土岐市水道事業給水条例（昭和58年土岐市条例第12号）第3条に規定する給水区域内において、市の水道施設から受水しようとする場合は、市長（水道事業）と協議し、市長（水道事業）が定める基準に適合させるものとする。

- 6 汚水処理施設 公共下水道に接続しようとする場合又は浄化槽を設置しようとする場合は水道

部下水道課と協議し、適切に汚水を処理するものとする。

7 排水処理施設

- (1) 開発区域内の排水は、排水施設により既存の河川その他公共の用に供している排水路に接続させるものとする。開発面積が1ヘクタール以上の土地開発事業にあつては、当該河川等の比流量の算定を実施し、原則として、開発後の洪水流量を当該河川等の許容放流量まで調整するために必要な洪水調整容量を有する調整池等を設置するものとする。
- (2) 開発面積が0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の開発事業にあつては、当該河川等の流下能力の調査を実施し、比流量最小地点において計画雨水量が流下能力を超える場合は、原則として、開発後の計画雨水量を当該河川等の許容放流量まで調整するために必要な洪水調整容量を有する調整池等を設置するものとする。
- (3) 開発区域内に設置する排水施設並びに調整池の設計及び許容放流量の算定については、岐阜県宅地開発指導要領の算定方式を用いて行うものとする。ただし、前号に規定する当該河川等の流下能力の調査については、当該河川等の流下能力の調査範囲を、当該河川等の管理者と協議のうえ決定するものとする。
- (4) 放流に際し、事業者は河川管理者又は水路管理者の同意を得るものとする。ただし、河川、農業用水路等の管理権限を有しない水利組合、水利権者、農業用水使用関係者等の公共施設管理者でない者とは、必要がある場合においては十分協議、調整を行うものとする。また、事業において放流先河川又は水路を改修若しくは設置する必要がある場合は、事業者は河川管理者又は水路管理者と協議し必要な手続きを行うものとする。

8 公園、緑地施設

- (1) 開発区域内に公園、広場、緑地又は子どもの遊び場の公共の用に供する用地を、当該開発面積の3パーセント以上確保するものとする。
- (2) 3,000平方メートル未満の土地開発事業又は予定建築物等の用途が工場、倉庫、店舗等で敷地が一である5ヘクタール未満の土地開発事業においては、公園、広場、緑地又は子どもの遊び場の公共の用に供する用地の設置を緩和できる。この場合において、不特定多数の人が集まる施設の土地開発事業に係る設置の緩和は、その必要性を十分に検討しなければならない。
- (3) 公園又は子どもの遊び場を設置する場合には、建設水道部都市計画課又は市民生活部子育て支援課と協議し、担当課が定める基準に適合させるものとする。
- (4) 緑地又は広場を設置する場合には、総務部管財課と協議し、同課が定める基準に適合させるものとする。

9 消防施設

- (1) 開発区域内及びその周辺にある河川、水路、池、沼等が消防水利として利用できる消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合しない場合には、消防本部と協議し、勧告基準に適合する消防水利施設を設置するものとする。
- (2) 消防水利施設を設置する場合には、消防本部が定める基準に適合させ、事業者の負担において設置するものとする。

10 交通安全施設

- (1) がけ面又は水路等に面する道路には、防護柵を設置するものとする。
- (2) 道路の主要な交差点には、岐阜県公安委員会及び道路管理者と協議の上、信号機、横断歩道等を設置するものとする。
- (3) 交通安全上必要な場所には、岐阜県公安委員会及び道路管理者と協議の上、道路区画線、道路標識、反射鏡、道路照明灯、防犯灯等の交通安全施設を設置するものとする。

11 環境施設

- (1) 建設戸数10戸程度以上を計画する事業者は、当該開発区域内の一般廃棄物の持ち出し、保管に必要な集積場所を、次の表の基準により、環境衛生、交通安全及び収集経路上支障なく、かつ、容易に収集車が横付けできる幅員5.0メートル以上の道路に面した場所に、環境センターと設置場所、構造等を協議の上設置するものとする。

建物の種類	一般廃棄物の種類	規模	構造
戸建住宅	可燃ゴミ 不燃ゴミ	・ 25戸に1箇所 ・ 1箇所当たりの有効面積 4.5平方メートル以上	・ 底面はコンクリート打ちと し、間口以外の三方を鉄筋入り ブロック又はコンクリートで 囲むこと（形状については環境 センターと協議）。 ・ 名称、番号等の名版を設置し て、位置確認のできる構造とす ること。
	資源物	・ 50戸に1箇所 ・ 1箇所当たりの有効面積 6.0平方メートル以上	

※集合集宅については、1棟又は25戸に1箇所の設置とし、1箇所当たりの有効面積6.0平方メートル以上とすること。

- (2) 建設戸数10戸未満の場合は、一般廃棄物について、可燃物、不燃物及び資源物に分け、当該地区管理の既設集積場所へ持ち出しするものとする。この場合において、あらかじめ、地区の規定を調査し、その地区と協議し、承諾を得て使用するものとする。

12 防災行政無線

- (1) 事業者は、開発区域住民の情報連絡施設として、おおむね200メートルから300メートルで包含できる位置ごとに1箇所のデジタル同報無線系子局（屋外拡声方式）を設置するものとする。

- (2) 子局設備は、常時DC24Vで作動、AC100Vで充電し、中継局（土岐市総合活動センター）からの電波を受け、選択信号により増幅器が作動、スピーカーを駆動する設備であり、次により設置するものとする。

ア 屋外拡声受信装置 耐塩害型防水筐体、選択呼出部、非常電源部、電子サイレン部付

イ 空中電柱 鋼管組立柱

ウ 空中線 3素子八木型又は5素子八木型

エ 避雷針

オ トランペットスピーカー 30W又は50Wレフレックス、30W又は50Wストレート型、開発区域の現状により必要個数を取付け

- (3) 設置場所は、原則として公園等公共用地内とし、あらかじめ、当該施設管理者と協議するものとする。

- (4) その他必要な事項については、あらかじめ、市長公室危機管理室と協議を行い、その指示に従うものとする。

13 文化財

- (1) 事業者は、文化財、埋蔵文化財、包蔵地及びその周辺において土地開発事業を行う場合には、あらかじめ、教育委員会と協議するものとする。

- (2) 前号以外の区域で、土地開発事業に伴い発見された文化財等については、土岐市文化財保護条例（昭和52年土岐市条例第19号）に基づき、速やかに教育委員会に届け出て、発掘、保存等について協議するものとする。

一部改正〔平成18年告示34号・21年82号・23年119号・24年43号・25年39号〕

別表第2（第7条関係）

公共公益施設等の管理計画書

施設の名称	管理者（担当課）	敷地・施設等の移管の内容
道路（歩行者・自転車専用道路を含む）	土岐市 （建設総務課）	検査済証交付後、速やかに敷地及び施設を移管するものとする。
水路	土岐市 （建設総務課） （上下水道課）	検査済証交付後、速やかに敷地及び施設を移管するものとする。（開発区域に伴い必要となる公共水域までの敷地・施設を含む。） 下水道処理区域外 下水道処理区域内
調整池・沈砂池	土岐市 （建設総務課）	検査済証交付後、速やかに敷地及び施設を移管するものとする。検査済証交付後2年以内の破損等については、事業者が行うものとする。
公園	土岐市 （子育て支援課） （都市計画課）	検査済証交付後、速やかに敷地及び施設を移管するものとする。 面積1,000㎡未満 面積1,000㎡以上
保育所	土岐市 （子育て支援課）	検査済証交付後、速やかに敷地及び施設を移管するものとする。
幼稚園・学校	土岐市 （教育総務課）	検査済証交付後、速やかに敷地及び施設を移管するものとする。
緑地・法面	土岐市 （管財課）	検査済証交付後、速やかに敷地及び施設を移管するものとする。検査済証交付後2年以内の破損等については、事業者が行うものとする。
集会所	土岐市 （管財課）	検査済証交付後、速やかに敷地を移管するものとする。施設については事業者において設置し、移管については別途協議するものとする。
消防水利・消防詰所	土岐市 （消防本部）	検査済証交付後、速やかに敷地を移管するものとする。

防災行政無線	土岐市 (危機管理室)	検査済証交付後、速やかに施設を移管するものとする。
公民館	土岐市 (生涯学習課)	検査済証交付後、速やかに敷地及び施設を移管するものとする。
ゴミの集積場所	土岐市 (環境センター)	検査済証交付後、速やかに敷地及び施設を移管するものとする。
上水道施設	土岐市 (上下水道課)	別途水道事業と締結する協定により、敷地及び施設を移管するものとする。
下水道施設	土岐市 (上下水道課)	受入許可証及び検査済証交付後、速やかに敷地及び施設を移管するものとする。
交通安全施設	土岐市 (建設総務課)	検査済証交付1年後再検査し、破損箇所等の手直しのうえ施設を移管するものとする。
汚水処理施設(汚水管含む)		公共下水道処理区域となった場合には、市長と別途協議するところによるものとする。

備考

- 1 別に移管手続の定めがある場合には、その手続に従ってください。
- 2 他に管理者があるものは除きます。
- 3 道路、水路及び公園については、検査済証交付後1年以内の破損等の修補については、事業者が行ってください。その他、特に表示の無いものについては、別途協議してください。
- 4 学校用地等敷地のみを市に移管するものについては、移管した日の属する年度内の管理については、事業者が行ってください。

一部改正〔平成15年告示39号・18年34号・21年82号・24年43号〕

別記

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第6号の2（第8条関係）

追加〔平成21年告示82号〕

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第10条関係）

様式第9号（第10条関係）

様式第10号（第12条関係）

様式第11号（第12条関係）

参考様式

添付図書提出方法